

民生用電気機器 自主統計データファイル利用約款

利用者(以下「甲」という。)は、一般社団法人日本電機工業会(以下「乙」という。)から購入する電子媒体による民生用電気機器自主統計データファイル(以下「データファイル」という。)について、これを以下により利用します。

第1条 (購入の申込)

甲は、データファイル購入申込書に必要な事項を記入の上、これを乙に提出し、データファイルを購入するものとします。

第2条 (利用形態)

甲は、データファイルを内部利用に限り利用できるものとし、第三者に対しては、データファイルに収録された統計データを譲渡、貸与又はその他の方法により利用させることはできないものとします。

- 2 前項に定める「内部利用」とは、甲が法人である場合は当該法人、個人(個人企業等を含む。)である場合は当該個人に限ってデータファイルを内部で利用することをいいます。
- 3 甲は、データファイルを利用して、同ファイルに係る統計データを印刷物等により出版することはできないものとします。ただし、乙が許諾した場合には、この限りではありません。

第3条 (作業委託)

甲は、データファイルを利用するに当たって必要な作業を受託業者等に行わせる場合には、当該受託業者等を充分監督し、作業終了後、速やかにデータファイル及びその派生物を返納又は消去させなければならないものとします。

第4条 (契約期間)

契約期間は、購入申し込み日から、購入申し込み日の属する年度の3月31日までとします。但し、契約期間の満了後といえども、第2条、第3条及び第8条は引き続き効力を有するものとします。

第5条 (データファイルの期間)

乙は、購入申込書に記載された年度のデータファイルを、甲に提供するものとします。

第6条 (代金及びその支払い方法)

甲は、データファイルの代金を乙が請求書を発行した日から30日以内に、請求書に定める支払い方法により支払います。乙は、入金確認後、乙にデータファイルの提供を開始するものとします。

第7条 (中途解約)

- (1) 甲は、乙が以下に定める①又は②の措置を講じた場合に限り、書面により通知することにより、当該月の末日をもって解約することができます。
 - ① 定期的又は臨時に新規統計品目の追加(品目の細分を含む)又は既存統計品目の統廃合等、前年度からの品目を改定した場合。
 - ② データファイルの提供が継続困難となった場合。
- (2) 前項の場合、乙は甲に対し、受領済みの料金のうち、未経過期間相当分を月割計算して返還します。但し、乙は解約により生じた甲の損害に対する一切の責めを負わないものとします。

第8条（免責事項）

下記の各項に定める事項について、乙は、甲より、事前に免責許諾されているものとします。

- (1) 乙は、データファイルの提供またはその遅滞、変更、中断、中止、停止もしくは廃止、その他データファイルの提供に関連して発生した甲の損害について、一切の責任を負担いたしません。
- (2) 乙は、データファイルの提供、および甲が乙の送信する電子メール等を通じて取得する情報等に関して、その安全性、正確性、確実性、有用性、最新性、合法性、道徳性、コンピュータウィルスに感染していないこと等のいかなる保証も行わないものとします。したがって、上記の方法を通じて甲が取得する情報等に関連して、甲が損害を被った場合においても、乙は一切の責任を負担いたしません。
- (3) 乙は、甲から提供された電話番号、所在地、メールアドレス等を乙の連絡先として取り扱うものとし、当該連絡先の変更、誤り等により生ずる損害については、一切の責任を負担致しません。

第9条（欠陥及び障害等）

甲は、データファイルの受領後直ちにその物理的障害の有無等について検査を行うものとし、検査の結果、読み取りエラー等の物理的障害又は付随ドキュメントの乱丁及び落丁等を発見したときは、前項の規定にかかわらず、データファイル受領後14日以内に、乙に対してデータファイル等の交換を要求できるものとします。

第10条（その他）

甲が本約款に違反した場合には、乙は甲に対し、データファイルの利用を禁止する措置を執ることができるものとします。

第11条（知的財産権）

データファイルに関する著作権その他一切の権利は乙に帰属します。

第12条（登録情報の秘密保持）

乙は、購入申込書提出に際して知り得た個人情報について、乙の個人情報保護に対する方針(プライバシーポリシー)を遵守します。

第13条（専属管轄）

本利用約款に定めのない事項及び本利用約款に関する一切の紛争は、東京地方裁判所の専属管轄とします。

以上